

令和6年度

第8回第二農地部会定例会議事録

令和6年11月28日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和6年度 第8回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和6年11月28日(木) 午後2時  
会 場 頸城コミュニティプラザ2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

1番	長井	3番	竹原	5番	橋本
7番	滝沢	8番	小山	11番	笠原
18番	田鹿	19番	中嶋	21番	大島

(2) 農地利用最適化推進委員(16名)

(安塚区)	和栗		
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	高橋	小山	
(牧区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	平野	佐藤	小林
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	常山		
(三和区)	福原		

2 欠席委員

(1) 農業委員…10番 五十嵐 12番 長瀬 17番 高波

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 松苗  
(吉川区) 石野  
(三和区) 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎
大島区駐在室	主任	朝倉
牧区駐在室	主任	樋口
柿崎区駐在室	次長	石澤
	主任	上田
大潟区駐在室	班長	吉田
頸城区駐在室	主任	関間
吉川区駐在室	班長	久保埜
三和区駐在室	班長	橋立
農業委員会事務局	局長	栗和田

#### 4 会議に附した事件

##### (1) 議事録署名委員の氏名

7 番 滝沢 19 番 中嶋

##### (2) 審議案件

###### ①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

###### ②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

###### ③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

###### ④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

###### ⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

###### ⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

###### ⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時50分 それでは、これより令和6年度第8回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。  (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員9名、欠席委員3名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員16名、欠席推進委員3名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 7番 滝沢委員、19番 中嶋委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 18番 田鹿委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪<u>安塚区駐在室の議案</u>≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>&gt; 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>番号2112番から番号2136番までの25件は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、貸借期間の変更、休耕、他者へ貸付及び貸付予定です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定14件をご説明いたします。</p> <p>議案書は7頁をご覧ください。</p> <p>7頁、番号2134番から8頁、番号2138番まで、及び9頁、番号2143番から10頁、番号2147番までの10件は、前耕作者の労力不足により、新たな耕作者と相対契約を締結するもので、番号2134番から2136番までの3件は契約期間1年、その他の7件は5年です。</p> <p>8頁、番号2139番から9頁、番号2142番までの4件は、契約期間を5年に変更して再契約です。</p> <p>これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について&gt;</u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転2件を説明いたします。</p> <p>議案書は11頁、番号2105番と2106番をご覧ください。</p> <p>この案件は効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の旧耕作者から下段の新耕作者に変更するものです。</p> <p>具体的な対象農地は、12頁の対象農用地等リストのとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</u></p> <p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。議案書は13頁をご覧ください。</p> <p>まず、「非農地判断」とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです。</p> <p>地権者からの申し出があった農地について、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地、番号1番から17頁、番号112番までの112件、40,683.30㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
	<p><b>《浦川原区駐在室の議案》</b></p>
議 長	<p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p><b>＜議案第1号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について＞</b></p>
議 長	<p>議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。</p> <p>1頁から4頁をご覧ください。</p> <p>浦川原区管内は、番号1番から70番までの70件、20,836.90㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
	<p><b>《大島区駐在室の議案》</b></p>
議 長	<p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

議 長	<p><u>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 5 件をご説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 2976 番から 2 頁、2980 番をご覧ください。</p> <p>番号 2976 番から 2977 番及び 2979 番から 2980 番の 4 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>番号 2978 番は、渡し人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸し付けるものです。</p> <p>これら 5 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</u></p> <p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。</p> <p>大島区管内は、番号 1 番から 37 番までの 37 件、9,646.30 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農家台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p><b>≪牧区駐在室の議案≫</b> 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</b> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は1頁、番号3315番から番号3327番の13件をご覧ください。</p> <p>いずれの案件も合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕又は他者へ貸付、経営基盤法による再契約です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定4件を説明いたします。</p> <p>4頁、番号3376番から番号3379番をご覧ください。</p> <p>番号3376番は、契約期間満了に伴う再設定で、期間は3年です。</p> <p>番号3377番から番号3379番は、法律改正に伴う再設定で、期間は5年です。</p>

議 長	<p>当該案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。</p> <p>6 頁、番号 3310 番をご覧ください。</p> <p>当該案件は、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>具体的な対象農地は、7 頁の対象農用地リストのとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</u></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>牧 区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。8 頁から 15 頁をご覧ください。</p> <p>牧区管内では、番号 1 番から 167 番までの 167 件、42,666.02 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3730 番から 11 頁、3790 番までの 61 件です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ再貸付予定 59 件、他者へ貸付 1 件、休耕 1 件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	<p><u>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定11件を説明いたします。12頁、番号3856番から14頁、3866番をご覧ください。</p> <p>番号3856番から3862番は、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>3863番から3866番は、前耕作者の労力不足により、新たな耕作者と貸借権を設定するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。15頁をご覧ください。</p> <p>番号3704番は、作業委託により、受人へ貸し付けていた農地を中間管理機構を通じた契約に切替えるものです。</p> <p>対象農用地等リストは、16頁のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
	<p><b>&lt;議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 5 件を説明いたします。</p> <p>17 頁、番号 3710 番から 18 頁、3714 番をご覧ください。</p> <p>いずれも農地の集約化を図るため、新たな耕作者へ貸借権を移転するものです。対象農用地等リストは、19 頁のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
	<p><b>《大潟区駐在室の議案》</b></p>
議 長	<p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p><b>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p>
議 長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告します。1 頁、番号 4617 番から 4 頁 4632 番の 16 件をご覧ください。</p> <p>いずれも、合意による解約であり、返還後の利用計画は他者への貸付、売買を行う予定となっています。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。 4 頁、4632 番は休耕したい旨の話を伺っています。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について&gt;</b></p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 5 頁、番号 4603 をご覧ください。 自作地の一部として利用するため、譲受人へ売買による所有権移転をするものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>

大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 6 件を説明いたします。</p> <p>6 頁、番号 4726 番から 7 頁、4731 番号をご覧ください。</p> <p>6 頁、4726、4727 番は譲渡人の財産整理のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>続いて、6 頁、4728 番から 7 頁、4731 番は耕作地整理のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>これらの案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定 26 件について、事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」賃借権設定 26 件を説明いたします。</p> <p>8 頁、番号 4732 番から 14 頁、番号 4757 番をご覧ください。</p> <p>8 頁、4732 番から 11 頁、4746 番までは新規設定で、うち 4734 番から 4739 番、4743 番から 4746 番の 9 件は報告第 1 号の関連案件です。</p> <p>12 頁、4747 番から 14 頁、4757 番までは契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>契約期間は貸人と受人で協議を経て設定されています。最長は 20 年で番号 4750、4752、4753、4754 番の 4 件。貸人から強く要望されたと伺っています。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権移転 4 件について、事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権移転 4 件を説明いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>15 頁、番号 4758 番から 16 頁、4761 番の 4 件は、農地を効率的に利用するため 利用権を移転するものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た しているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計 画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>&lt;<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>&gt;</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局 の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告 いたします。</p> <p>1 頁、番号 5325 番から、3 頁、番号 5335 番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号 5330 は地主耕作、 5332 番から 5335 番は他者へ貸付予定、他は他者へ貸付です。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p>&lt;議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号5304番及び5305番をご覧ください。</p> <p>番号5304番は、頸城区榎井地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。</p> <p>4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>受け人は、親世帯と同居していますが、生活スペースが手狭となったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透及び道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>番号5305番は、頸城区松橋地内の農地を隣接する原野と共に「一般個人住宅」として一体的に利用するものです。</p> <p>6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>受人は、夫婦と子どもの3人で借家にて生活していますが、生活スペースが手狭となったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、審議いたしますが、8頁、番号5482番は、〇〇に関連する案件ですので、議事参与の制限により、議長を〇〇と交代いたします。</p> <p>(議長を〇〇と交代)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」〇〇委員に関連する所有権移転1件を説明いたします。</p> <p>8頁、番号5482番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p> <p>なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、〇〇委員関連の番号5482番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(〇〇委員 復席)</p>
<p>議 長</p>	<p>議長を〇〇に交代いたします。</p>

議 長	<p>続きますして、〇〇の関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 3 件のうち、〇〇委員関連の番号 5482 番を除く 2 件を説明いたします。</p> <p>8 頁、番号 5483 番及び 5484 番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p> <p>なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きますして、貸借権設定 15 件について、事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>9 頁、番号 5485 番から、12 頁、番号 5499 番をご覧ください。</p> <p>番号 5485 番から 5495 番までの 11 件は新規設定であり、番号 5496 番から 5499 番の 4 件は期間満了に伴う再設定です。</p> <p>なお、これら 15 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</u></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>

頸城区 駐在室	<p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。 13頁をご覧ください。</p> <p>頸城区管内では、番号1番から3番までの3件、436㎡を非農地として判断し、 農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
	<p>≪吉川区駐在室の議案≫</p>
議 長	<p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局 の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告い たします。</p>
	<p>1頁、番号6217番から2頁、番号6221番までの5件をご覧ください。</p>
	<p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付が3件、他者 へ売却が1件、休耕1件です。</p>
	<p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	<p><u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号6205番の1件をご覧ください。</p> <p>番号6205番は、労力不足により、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
〇〇委員	<p>番号6205番について、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>
議 長	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転3件について、説明いたします。</p> <p>4頁、番号6423番から6425番までの3件をご覧ください。</p> <p>いずれも譲渡人の財産整理のため、6243番と6424番は売買により、6425番は無償譲渡により、譲受人へ所有権を移転するものです。</p> <p>この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定 18 件について、事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 18 件を説明します</p> <p>5 頁、番号 6405 番から 8 頁、番号 6422 番をご覧ください。</p> <p>5 頁、番号 6405 番から 7 頁、番号 6416 番の 12 件は期間満了に伴う再設定です。</p> <p>また、7 頁、番号 6417 番から 8 頁、番号 6422 番の 6 件は新規設定であり、いずれも賃貸人の労力不足により、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。</p> <p>これら 18 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</b></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。</p> <p>9 頁、番号 1 番から 11 頁、番号 50 番までの 50 件をご覧ください。</p> <p>吉川区管内は、番号 1 番から番号 50 番までの 50 件、21,249.00 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>三和区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>&gt;</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は1頁から5頁まで、番号8646番から番号8666番までの21件をご覧ください。</p> <p>番号8647番から8662番までの16件は、〇〇の解散に伴い、借り受けていた農地を解約するものです。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>&lt;<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>&gt;</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。議案書は6頁をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>この案件は、譲渡人の希望により、耕作者である譲受人に売買により所有権を移転するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、貸借権設定 9 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」 貸借権設定 9 件を説明いたします。議案書は 7 頁をご覧ください。</p> <p>8 頁番号 8672 番及び 8673 番は、耕作者の都合により新たな耕作者と賃貸借契約を結ぶものです。</p> <p>その他の案件は、契約期間満了による再設定です。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画 (一括方式) の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画 (一括方式) の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画 (一括方式) の決定について」貸借権設定 1 件をご説明いたします。</p> <p>議案書は 10 頁をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>いずれの案件も円滑化団体を通じた賃貸借契約や相對契約から中間管理機構を通じた契約に受人へ貸し付けるものです。          具体的な対象農用地等リストは、11 頁のとおりです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p><b>【7. その他】</b>          事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。          長時間のご審議、ご苦労様でした。</p>
<p>柿崎区          駐在室長</p>	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
<p>柿崎区          駐在室長</p>	<p><b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b>          閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p> <p>(田鹿職務代理あいさつ)</p>
<p>柿崎区          駐在室長</p>	<p><b>【9. 閉会】</b>          以上をもちまして、令和6年度第8回第二農地部会定例会を閉会いたします。          皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後3時46分終了</p>
	<p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>

上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_